

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年9月7日

支出負担行為担当官

国立療養所栗生楽泉園

事務部長 國松 孝成

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 国立療養所栗生楽泉園治療棟建替整備工事（電気）
- (2) 工事場所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647
- (3) 工事内容 現在の治療棟（RC-1F）の南半分（延床面積966.66m²）を取り壊し、その跡地に新治療棟（RC-2F 延床面積1,846.89m²）を建設し、現治療棟の残り北側半分と接続する。
上記工事に付随する電気設備一式
なお当該工事は電気設備工事であり、関連する建築工事・機械設備工事については別途発注される予定である。
- (4) 工期 契約締結日から令和4年1月31日まで
ただし、建築・機械設備受注者と工事着手日については協議を要する。
- (5) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- (6) 本工事は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02年度厚生労働省（関東・甲信越地域）における「電気」において「A又はB等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東・甲信越地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

- (ア) 建物用途 医療施設・老人福祉施設の新築又は増築
- (イ) 建築構造等 R C 造又は S R C 造地上 2 階建て以上、延床面積
1, 500 m² 以上の新築又は増築に付随する電気設備工事一式。
- (5) - 1 工程管理に対する技術的所見が適正であること。
- (5) - 2 品質管理に対する技術的所見が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- (ア) 1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。
- (イ) 平成 17 年度以降に、上記(4)に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち 500 万円を超える請負工事にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。
- (ウ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (エ) 配置予定技術者と競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出者の間に直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料申請書受付日以前に 3 ヶ月以上継続していること。
- (7) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 群馬県内に建築工事業に係る許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
- (ア) 資格申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
- (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (13) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (14) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険
②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険
④国民年金
⑤労働者災害補償保険

⑥雇用保険

- (15) 総合評価方式に係る「安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」が適正であること。
- (16) 競争への参加を希望する者は、別紙「自己申告書」を令和2年9月25日までに提出すること。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点20点（2.（5）に関する提案（以下「技術提案」という。）など以下に示す評価項目に応じて付与する点数をいう。）を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 評価テーマに対する提案
- (イ) 地域貢献度に関する事項
- (ウ) ワーク・ライフ・バランスに関する事項

(3) 評価の方法及び落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目（評価指標）を評価し、

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格})\}$$

の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

(4) 上記3（3）において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

国立療養所栗生楽泉園 会計課 施設管理班

電話 0279-88-3030 内線225

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年9月8日（火）から令和2年9月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く9時から17時までの間、上記（1）の場所において配布する。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

令和2年9月8日（火）から令和2年9月25日（金）までの土曜日、日曜日

及び祝祭日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く9時から17時までの間、上記（1）の場所に書面により提出すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和2年10月20日（火）17時までに、紙入札方式のため書面により提出すること。国立療養所栗生楽泉園会計課施設管理班に持参すること。

ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月20日（火）17時までに（1）の担当部局に必着すること。

開札は、令和2年10月21日（水）10時30分 国立療養所栗生楽泉園会議室において行う。

5 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

（ア）入札保証金 免除。

（イ）契約保証金 免除。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付すこと。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札に参加した者が誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（4）落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3（3）の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

但し、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

（5）配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

（6）専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもつて契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。

（7）契約書作成の要否 要。

（8）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

（9）関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。

（10）一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (11) 技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (12) 詳細は入札説明書による。